

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委 託 業 務 名	景浦山事業区利用間伐業務（７－１）
履 行 場 所	安芸区阿戸町
委 託 期 間	令和 年 月 日から令和８年２月１０日まで
委 託 契 約 金 額	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）
契約金額の請求 （ 期 限 ）	請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して３０日以内に支払請求書を提出するものとする。
支 払 期 日 （ 期 限 ）	契約代金の支払期日（期限）は、業務が完了した日から起算して６０日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して３０日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検 査 完 了 期 日 （ 期 限 ）	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
契 約 保 証 金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第３０条第１号又は第３号に該当する場合は免除
そ の 他 の 契 約 事 項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	契約保証金を免除した場合は、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第１６条適用除外
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目３０番１２号
公益財団法人広島市農林水産振興センター
理事長 萬ヶ原 伸二

受注者